◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１２２号(H23. 11. 25)◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（１１月１８日～１１月２４日分）
（１）乗合バスが水路に転落した事故
（２）貸切バスが対向してきた乗用車と衝突した事故
（３）タクシーが道路上に横たわっていた男性を轢いた事故
（４）タクシーが構内運搬自動車に追突した事故
（５）タクシーが交差点で軽トラックと衝突した事故
（６）タクシーが歩行者を撥ねた事故
２.「重大事故情報」のその後
（１）トラックが対向してきた乗用車と衝突した事故
（平成２３年８月５日配信分）

◇◇◇

事故現場は、片側一車線の当該バスから見て緩やかな右カーブの道路で、事故当時、当該バスの運転者は、当該バスの前方を走行していた大型トラックの右後輪付近に衝突した当該乗用車を確認したため、ブレーキを踏んで当該バスを停車させたところ、当該バスの右前部に衝突してきた模様。

（３）タクシーが道路上に横たわっていた男性を轢いた事故

１１月２０日（日）午前４時１０分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが走行中、道路上に横たわっていた男性を轢いた。

この事故により、当該男性が死亡した。

事故現場は、商店街の片側一車線の道路で、事故当時、現場付近は街灯も少なく、当該タクシーの運転者は、道路中央で横たわっていた当該男性に気付かなかった模様。

なお、当該男性は、事故前に現場付近の飲食店で飲酒していた模様。

（４）タクシーが構内運搬自動車に追突した事故

１１月２１日（月）午前８時頃、京都府において、府内に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、右折待ちのため停車していた構内運搬自動車（ターレットトラック）に追突した。

この事故により、当該構内運搬自動車の運転者が死亡した。

事故当時、当該構内運搬自動車の運転者は、当該タクシーに追突されたはずみで対向車線に投げ出された際に、対向から走行してきた別のタクシーに撥ねられた。

（５）タクシーが交差点で軽トラックと衝突した事故

１１月２１日（月）午前８時４０分頃、熊本県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、信号のない交差点を通過しようとしたところ、右側から当該交差点に進入してきた軽トラックと衝突した。

この事故により、当該軽トラックの運転者（男性、７１歳）が死亡し、当該軽トラックの同乗者（女性、６８歳）及び当該タクシーの運転者（男性、５６歳）が軽傷を負った。

事故現場は、見通しのよい交差点で、当該タクシーの右側面と当該軽トラックの前面が衝突した。

なお、当該タクシーは時速約３０キロメートルで走行していた模様。

（６）タクシーが歩行者を撥ねた事故

１１月２１日（月）午後５時３０分頃、福岡県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、歩行者を撥ねた。

この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。

事故現場は、横断歩道のない片側三車線の直線道路で、事故当時、当該タクシーの運転者は、一番左側の車線を走行中、道路左側より道路上に出て来た当

該歩行者を確認したため、ブレーキをかけたが間に合わなかった模様。
　なお、撥ねられた歩行者は事故の直前に付近の病院で人工透析を受けていた模様。
◇◇◇

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆